

青森県報

第二千八百二号

平成十九年
七月六日
(金曜日)

目次

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営課) …… 一

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) …… 一

身体障害者福祉法による医師の指定 (同) …… 二

家畜伝染病の発生 (畜産課) …… 二

保安林の指定予定 (林政課) …… 二

右 同 (同) …… 二

道路の区域の変更 (道路課) …… 三

公 告

土地立入の通知 (監理課) …… 三

出 先 機 関

道路の位置の指定 (下北地域民局) …… 四

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習 (特例措置講習) の実施 (生活安全課) …… 五

規

則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十四号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年〇・四パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年六月二十日以後において利子補給承認のなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告

示

青森県告示第五百十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あい薬局市民病院前	八戸市大字田向字毘沙門前二二の一	平成一九年七月一

青森県告示第五百十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定期月日
	名称	所在地		
佐々木 亮	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害）	平成一九・七一

青森県告示第五百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
	牛	患畜	一	むつ市	平成一九・六・二五
	患畜				

青森県告示第五百十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

弘前市大字藍内字富田一八五の二一八、一八五の二一九、一八五の二二二、一八五の二二二、字関ヶ平一〇一の三

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

平川市碓ヶ関古懸四戸橋七一の三〇、七二の一、七二の九

- 二 保安林指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年八月五日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	県道	福山五所川 原線	五所川原市大字米田字篠原一〇四の一から	五所川原市大字米田字篠原一〇四の一から	前	二五・〇〇メートルまで	三、〇五七・八〇メートル	
			五所川原市大字米田字篠原六七の一から	五所川原市字田町一七三の五まで	前	一〇・五〇メートルまで	二、八八八・五〇メートル	
2	県道	百石下田線	上北郡おいらせ町字牛込平五六の一から	上北郡おいらせ町字牛込平五六の一から	前	一一・八〇メートルまで	九・〇〇メートル	
			上北郡おいらせ町字牛込平五六の一から	上北郡おいらせ町字牛込平五六の一から	後	一一・八〇メートルまで	九・〇〇メートル	

平成十九年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

土地立入の通知

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により公告する。

- 一 起業者の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 事業の種類
北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

青 森 市															市町村名	
六枚橋	小橋	左堰	内真部	清水	前田	奥内	瀬戸子	飛鳥	西田沢	羽白	油川	岡町	新城	新田	石江	大字名
不浪知、山越	福田、千鳥、伊沢、田川	大科、野田	岸田、平岡	成見、生田	中野、湯の沢	宮田、川合、平塚	磯田、神田	塩越、岸田、福浦	浜田、沖津、山辺	富田、池上、沢田	実法、船岡	松本、藤戸	平岡、福田	忍	高間	字
名																

四 立ち入るうとする期間

平成十九年八月一日から平成二十年三月三十一日まで

出
先
機
関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

東 津 軽 町 郡	東 津 軽 町 郡	蓬 東 津 軽 村 郡								後 潟
大 川 平		広 瀬	瀬 辺 地	郷 沢	蓬 田	阿 弥 陀 川	長 科	中 沢	四 戸 橋	
母 沢、二 股、上 股、与 次郎沢、 深沢、清 川、熊 沢	蟹 田大平 沢辺、蟹 田大平 山元、蟹 田小国 館下、蟹 田南沢 山口、蟹 田山本 野脇、蟹 田山本 紅葉坂	坂 元、高 根	山 田、田 浦	浜 田	汐 越、宮 本	汐 干、江 利前沢 山	浦 田、川 瀬、鶴 舘	池 田、浪 返	磯 部、富 田	大 原、平 野

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月六日

下北地域民局長 奈良岡 修 一

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
むつ市大畑町庚申堂八四の二	四八・四五メートル	六・〇メートル	平成一九・六・二五

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十一号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の警備業法第十一条の第三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号、以下「講習規則」という。）第一条の規定により公示する。

平成十九年七月六日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
警備業法（昭和四十七年法律第十七号）以下「法」という。（第一条第一項第二号に）	平成十九年八月二十七日（月）から同月二十九日（水）までの三日間	午前九時から午後四時まで

規定する警備業務に係る特例措置講習（以下「二号特例措置講習」という。）	平成十九年九月四日（火）から同月五日（水）までの二日間	午前九時から午後四時五十五分まで
-------------------------------------	-----------------------------	------------------

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

1 二号特例措置講習 五十人（予定）

2 四号特例措置講習 六十二人（予定）

四 受講対象者

旧資格者証を有する者

五 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
二号特例措置講習	平成十九年七月二十三日（月）から同月二十七日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間
四号特例措置講習	平成十九年八月六日（月）から同月十日（金）までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正

面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。(一通に、旧資格者証の写しを添付すること。)

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 二号特例措置講習 一万四千元

(二) 四号特例措置講習 一万元

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七・七二三・四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭